

申請内容の追加・変更をする際の提出書類及び流れについて

①当初提出した申請の審査中に内容を変更する場合

事務局に内容変更がある旨ご連絡の上、変更した書類をご提出ください。

②交付決定後、内容を追加・変更する場合

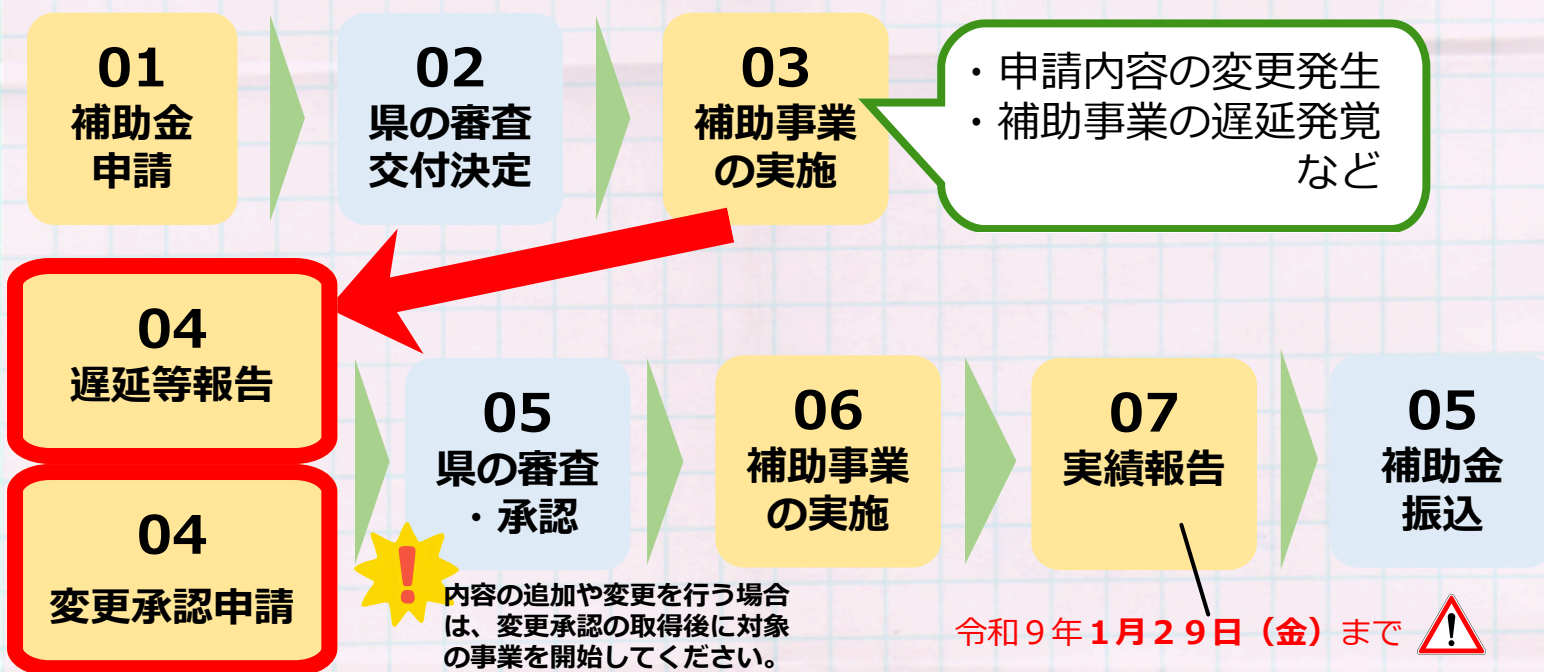
事務局に内容変更がある旨ご連絡の上、修正した書類をご提出ください。

■申請内容の変更、申請額の変更等の場合の提出書類

- ・様式第5号「補助事業変更承認申請書」
- ・内容の変更を反映した様式第2号
- ・見積もり等の関連書類

■補助事業の遅延がある場合の提出書類

- ・様式第7号「補助事業遅延等報告書」
- ・遅延する理由が分かる書類（任意様式）
（例）依頼業者からの遅延理由が記載された文書、メール等



③当初提出した申請の実績報告が終了し、県から額の確定の通知があった後に追加申請をする場合

当初の申請と同様に様式第1号、様式第2号、関連書類を添付してください。

申請・
問合せ先

徳島県魅力ある職場づくり事務局

〒770-8055 徳島市山城町東浜傍示1-1 (株)テレコメディア内

TEL : 088-602-1431

MAIL : contact@tokushima-syokuba.jp

※「魅力ある職場環境整備補助金」は徳島県より(株)テレコメディアに事務局運営業務を委託しています。



補助金 特設ページ